

公益財団法人愛知県消防協会支部の運営に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県消防協会定款（以下「定款」という。）第48条第2項の規定に基づき、この法人の支部の運営に関して必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 この法人は、愛知県内の市、市を構成員とする消防一部事務組合（広域連合を含む。）並びに愛知県東三河総局、愛知県新城設楽振興事務所及び愛知県県民事務所（以下「東三河総局等」という。）に支部を置く。

2 前項の支部の事務所を市役所又は消防本部及び東三河総局等に置く。

(支部長)

第3条 支部に支部長を置く。

2 支部長は、市長又は消防長及び東三河総局等の長とする。

3 支部長は、この法人の事業を推進するに必要な事項を処理する。

(組 織)

第4条 支部に関する組織については、支部長がこれを定める。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。